

## 1. 平成18年10月施行分

### (1) 高額療養費の自己負担限度額の見直しについて

問1 上位所得者の判定基準について、標準報酬月額56万円以上を53万円以上に引き下げる根拠は何か。

(回答)

直近の家計調査の数値を基にこれまでと同様の基準(家計調査の勤労者世帯世帯主収入上位20%の区分)で見直した結果、標準報酬月額53万円以上となったものである。

問2 上位所得者に限って人工透析患者の自己負担限度額を2万円に引き上げることについては、医療機関で窓口負担を徴収する際、上位所得者と一般所得者の区別の必要があると考えられるが、この区別はどこで行うのか。

(回答)

特定疾病療養受療証の表面に自己負担限度額欄を追加する予定(下記表記例、別添1参照)。また、裏面の注意事項についても自己負担限度額について記載している項目等について修正する予定である。なお、病院窓口等での混乱を避けるため、施行にあわせて発行済みの全ての受療証について更新していただきたい。(省令改正事項)

#### 自己負担限度額欄の表記例

- ・ 上位所得者が人工透析を実施している慢性腎不全について認定を受ける場合

自己負担限度額	2万円
---------	-----

- ・ 上記以外の場合

自己負担限度額	1万円
---------	-----

### (2) 出産育児一時金・埋葬料の見直しについて

問1 出産育児一時金の支給額が18年10月から35万円に引き上げられるが、支給額が35万円となるのは、出産日が18年10月1日以降のものと考えてよろしいか。また、埋葬料の見直しについても、死亡日が18年10月1日以降のものについて適用するものと考えてよろしいか。

(回答)

御貴見のとおり。出産日又は死亡日が18年9月30日以前のものについては改正前の規定を適用することとなる。

### (3) 特例退職被保険者の資格喪失要件の見直しについて

問1 保険料未納により資格喪失の対象となる者は、18年10月分以降の保険料が滞納となった場合との理解でよいか。

(回答)

御貴見のとおり。18年10月以降到来する納付期日に係る保険料を滞納した場合に資格喪失することとなる。

問2 本年9月分以前の保険料を滞納している滞納者が本年10月以降に資格喪失する場合に、累積していた滞納保険料について、資格喪失後にも、特定健保は滞納保険料の回収を続けていくことは法的には可能か否か。また、どのような回収策が取れるのか

(回答)

可能である。これまで同様、必要に応じて保険料の滞納処分を行うことが考えられる。

問3 現行の健康保険法では保険料の滞納処分を行うことができる規定があるが、2年を超過する期間については遡ることができないことから、法的措置を講じても回収不能な金額が生じる可能性もある。この点についてはどう対応すべきか。

(回答)

健康保険法第193条において2年の時効が定められていることから、2年以上遡って徴収することは認められない。したがって、早期から納入を促す等の取組に努める必要がある。

問4 具体的事例であるが、現在、特退への加入・介護保険料の徴収に関して不服申立をしており、保険料を滞納し医療給付費を発生させている特退者がおり、社会保険審査会からの裁定が出ていない状況が続いている。この特退者に対して本年10月の保険料納付日の翌日付を持って資格喪失させることは法的に問題ないか。

(回答)

保険料納付期日までに当該納付期日に係る保険料の納付がなければ問題ない。

### (4) 現役並み所得者の自己負担割合見直しについて

問1 現役並み所得者の自己負担割合が2割から3割に変更になるが、これに伴い高齢受給者証の記載を変更する必要があるか。

(回答)

今後発行する高齢受給者証については、9月までの負担割合と10月以降の負担割合の両方が分かるように記載すれば、施行日時点での更新は不要である（下記表記例、「健康保険及び船員保険における特定収入被保険者等に対する高額療養費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて」（平成18年7月28日保保発第0728001号）参照）。

（このように記載せず、負担割合が2割とだけ記載されている高齢受給者証については、施行後の病院窓口等での混乱を避けるため、施行にあわせて全て更新していただく必要が

ある。)

- ・現役並み所得者であって経過措置対象とならない者の表記例

3割（平成18年9月30日までは2割）

- ・経過措置対象者の表記例

3割（平成18年9月30日までは2割）

※自己負担限度額「一般」適用

## (5) その他

問1 健保法第75条の2で規定する一部負担金の額の特例については、以前に阪神淡路大震災の際の特別立法や通知、新潟県中越地震の際の通知などで示された措置を一部法定化するものと考えてよいか。

(回答)

御貴見のとおり。災害による被害により一部負担金等の支払が困難である被保険者について、保険者判断でその減免等を行うことができることとしたものである。

なお、具体的な運用については通知で示すこととしている。

問2 特定疾病療養受療証以外に様式の変更が必要なものは何か。

(回答)

健康保険標準負担額減額認定証（様式第11号）、特別療養証明書（様式第12号）、限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第14号）及び受給資格者票（様式第16号）、特別療養費受給票（様式第17号）の注意事項について、入院時生活療養費の創設に伴い修正する予定。なお、これらの様式については、施行日後も当分の間、旧様式を有効とする経過措置を設ける予定である。（省令及び通知改正事項）

## 2. 19年4月施行分

### (1) 標準報酬等級上下限の見直し

問1 上下限の見直しは、19年4月の実施となっているが、19年4月から8月の標準報酬月額を、前年の定時決定（あるいはそれ以降の直近の随時改定）の際の報酬月額を新しい等級にあてはめて見直すという理解でよいか。

(回答)

御貴見のとおり。施行日時点での直近の定時決定又は随時改定の際に届出された内容に基づき、新たに追加される等級に該当する者について、保険者の職権で改定することとなる。したがって、事業主からの新たな届出を要しない。

問2 改正後、随時改定にあたり、46級（115万円）から最高等級、2級（6万8千円）から最低等級へと改定するための目安の報酬月額が現段階でお判りであれば、教えていただきたい。

現行  $\left( \begin{array}{l} 38 \text{ 級 (93 万円)} \rightarrow \underline{1,005,000 \text{ 円以上}} \\ 2 \text{ 級 (10 万 4 千円)} \rightarrow \underline{95,000 \text{ 円未満}} \end{array} \right)$

(回答)

下記の額とする予定。(通知改正事項)

19年4月以降  $\left( \begin{array}{l} 46 \text{ 級 (115 万円)} \rightarrow \underline{1,245,000 \text{ 円以上}} \\ 2 \text{ 級 (6 万 8 千円)} \rightarrow \underline{53,000 \text{ 円未満}} \end{array} \right)$

問3 賞与については、年間累計額540万円を上限としているが、育休中など保険料免除期間に支払われた賞与は累計額に含めることとなるのか。

(回答)

保険料免除期間中に支払われた賞与についても標準賞与額として決定し、年間累計額に含めることとなる。

問4 年度途中で被保険者資格の取得・喪失があった場合の賞与の累計はどうなるのか。

(回答)

賞与の累計については、保険者単位とすることとしており、同一の年度内で複数の被保険者期間がある場合については、同一の保険者である期間に支払われた賞与について累計することとなる。

## (2) 傷病手当金、出産手当金の支給範囲の見直しについて

問1 資格喪失後6ヶ月以内の出産手当金が廃止されるが、改正後は、これにより、稀なケースではあるが、資格喪失前被保険者期間1年間の要件を満たし、出産予定日が資格喪失前であった者が、実際の出産日が資格喪失日以降となった場合は、出産手当金を支給することができるか、それとも支給できないのか。(これまでは、資格喪失後6ヶ月以内に出産予定日があり、出産手当金の支給を受けている者が、実際は資格喪失後6ヵ月後に出産した場合、初めから受給資格がなかったものとして、受給済みの額を返還することとなっている)

(回答)

法第102条の出産手当金は、出産日又は出産予定日以前42日に至った日に受給権が発生するため、出産日が出産予定日より遅くなったとしても、受給開始日はずれることはない。したがって、出産予定日の42日前の日が資格喪失日の前日以前であり、継続給付の要件を満たしている者は、実際の出産日に関わらず、資格喪失後も出産手当金の継続給

付を受けることとなる。

(現行の資格喪失後の出産に関する規定(法第106条)においては、給付の要件を出産日のみで判断するため、予定日より遅れて出産した場合、結果的に要件を満たさなくなり、既に給付を受けている場合に償還を求める必要が出てくるが、ご指摘のケースについては当てはまらない。)

問2 任意継続被保険者への支給を対象外とするとのことだが、これまでは、傷病手当金の継続給付を受ける権利を有する者が、任意継続被保険者になった場合は、直近の標準報酬(任意継続の標準報酬)に基づいて傷病手当金が支給されることとなっていたが、改正後も同様の取り扱いでよろしいか。また、出産手当金についても同様でよろしいか。

(回答)

平成19年4月からは任意継続被保険者については法第99条及び第102条の規定が適用されないこととなるため、任意継続被保険者の標準報酬月額、傷病手当金及び出産手当金の計算には使用されない。したがって、退職後に継続給付により傷病手当金又は出産手当金の支給をする場合には、強制被保険者の資格喪失時の標準報酬月額に基づき計算することとなる。

問3 傷病手当金、出産手当金の支給額に賞与を反映させるという趣旨で、標準報酬日額の3分の2に見直すということだが、見直しの根拠は高額療養費の自己負担限度額の見直しと同様に、賞与を標準報酬の1.6ヶ月分とみなして見直したという理解でよいか。

(回答)

御貴見のとおり。計算を簡単に示すと次のとおりである。

政管被保険者年間平均賞与月数 1.6ヶ月 → 1ヶ月あたり0.13ヶ月

1.13 × 0.6 (従来の給付割合) = 0.68

→ ILO母性保護条約で求められる産休中の所得保障の水準(2/3)も踏まえて、給付水準を2/3に引き上げる。

問4 平成19年4月1日前に傷病手当金を受給していた強制被保険者が、4月1日以降に資格喪失し任意継続被保険者となった場合は、引き続き受給可能か。ただし継続給付の要件は満たしていないものとする。

(回答)

資格喪失時点においては改正後の規定が適用されるため、資格喪失後は支給されない。

問5 継続給付の傷病手当金については、受給中、一旦労務に服した場合、その後労務不能となっても支給は受けられないことになっており（昭和26年5月保文発第1346号）、同様の取扱いを任意継続被保険者に適用することについては特に言及されていないが、法改正後の法附則の経過措置により支給を受けている任意継続被保険者については、支給が中断した場合でもその後の支給を打ち切るようなことはしないとの考えでよろしいか。

（回答）

経過措置については、給付が継続している限りにおいて有効であることから、一旦労務に服し、傷病手当金の支給が中断した後は経過措置の対象とはならない。

### 3. 20年4月施行分

#### （1）高額医療・高額介護合算療養費について

問1 高額介護合算療養費について、被用者保険と国保が同一世帯に混在する場合、当該世帯の被保険者は、どの医療保険者に対して申請するのか。

（回答）

高額介護合算療養費の算定単位は、住民票上の世帯ではなく、医療保険の加入単位で行うこととなる。したがって、被用者保険と国保が同一世帯に混在する場合や、被用者保険の被保険者が2人以上いる場合など、世帯員が属する保険者が複数ある場合は、65歳以上の介護保険受給者が加入する保険者に対して申請することとなる。また、この際合算対象となる高額医療の費用は、当該保険者の加入者に係るものである。

問2 年額の限度額はどの期間を捉えるのか。

（回答）

4月から翌年3月までを1年度とする年度単位とする予定である。

(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">健康保険特定疾病療養受療証</div>			
平成 年 月 日交付			
認定疾病名			
受診者	氏名 及び 生年月日	大 昭 平 年 月 日生	男 女
	住所		
被保険者	記 号	番 号	
	氏名 及び 生年月日	明 大 昭 平 年 月 日生	男 女
発効期日		平成 年 月 日から有効	
保険者名 及び印			

様式第十三号 (第九十九条関係) (改正前)

下線部は改正部分。以降同じ。

様式第十三号（第九十九条関係）（改正前）

（裏面）  
注意事項

- 一 この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。保険医療機関等又は保険薬局等
  - 二 この証は、ケ月以上一万円を最高限度とし、費用について、別途定められた標準負担額を求めるときには、必ずこの証をその窓口で渡して
  - 三 保険医療機関等又は保険薬局等については、被保険者証に添えてください。この場合には、その認定疾病に係る療養が終わるまで、
  - 四 この証は、資格がなくなったり、被扶養者でなくなったり、五日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、
  - 五 事業主の経路で療養を受けることができません。速やかにこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経
  - 六 由しても、この証を使用し、あつた場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。ただし、事業主を経
  - 七 表面記載事項に変更し、あつた場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。ただし、事業主を経
- 備考
- 一 この証の大きさは、縦一七ミリメートル、横九一ミリメートルとする。
  - 二 この証は、受診者一人ごとにこれを作製すること。
  - 三 「この証は、受診者一人ごとにこれを作製すること。」の欄の「氏名及び生年月日」欄に被保険者本人と記載し、受診者が被扶養
  - 四 「この証は、受診者一人ごとにこれを作製すること。」の欄の「受診者」の欄の「氏名及び生年月日」欄に被保険者本人と記載し、受診者が被扶養
  - 五 者で、受診者が被保険者であるときは、表面の「受診者」の欄の「氏名及び生年月日」欄に被保険者本人と記載し、受診者が被扶養
  - 六 別途発効日等は、被保険者等には、この証の有効となる年月日を記載すること。
  - 七 別途被保険者等には、この証の有効となる年月日を記載すること。



(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">健康保険特定疾病療養受療証</div>			
平成 年 月 日交付			
認定疾病名			
受 診 者	氏 名 及び 生年月日	昭 平 年 月 日生	男 女
	住 所		
被 保 険 者	記 号		番 号
	氏 名 及び 生年月日	明 大 昭 平 年 月 日生	男 女
<u>自己負担限度額</u>			
発 効 期 日		平成 年 月 日から有効	
保 険 者 名 及 び 印			

様式第十三号 (第九十九条関係) (改正案)

様式第十三号（第九十九条関係）（改正案）

（裏面）  
注意事項

- 一 この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。保険医療機関等又は保険薬局等
- 二 この証の交付を受けたときには、窓口で支払う一部負担金等の額は、必ずこの証をその窓口で渡して
- 三 担保を求め、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を請求することとなります。食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を請求することとなります。
- 四 この証は、資格がなくなつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、五日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、この証は、資格がなくなつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、速やかにこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を經由して不正の差支えありません。
- 五 事業主を經由して不正の差支えありません。
- 六 表面の記載事項を使用し、速やかにかこの証を提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を經由しても差支えありません。
- 七 この証の大きさは、縦一七ミリメートルとする。
- 八 この証は、受診者一人ごとにこれを作製すること。
- 九 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一〇 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一一 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一二 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一三 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一四 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一五 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一六 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一七 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一八 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 一九 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二〇 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二一 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二二 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二三 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二四 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二五 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二六 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二七 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二八 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 二九 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三〇 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三一 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三二 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三三 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三四 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三五 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三六 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三七 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三八 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 三九 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四〇 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四一 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四二 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四三 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四四 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四五 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四六 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四七 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四八 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 四九 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五〇 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五一 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五二 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五三 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五四 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五五 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五六 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五七 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五八 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 五九 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 六〇 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 六一 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 六二 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 六三 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 六四 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。
- 六五 この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。

備考

別「途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」

「この証は、受診者一人ごとにこれを抹消すること。」